解体業、破砕業の許可要件等に係る関連意見

. 過去のヒアリングにおける関連意見

以下のヒアリングより業の許可要件等に係る部分を抜粋

1 . 産業構造審議会自動車リサイクルワーキンググループヒアリング

日 時 : 平成13年5月29日

意見陳述者 : 一般公募による24社・団体

2. 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会ヒアリン

グ

日 時 : 平成13年6月12日、6月18日

意見陳述者 : 16団体・地方公共団体(自動車リサイクル関連団体等)

1.解体業者又は破砕業者に求められる要件について

(1)共通

現在の事業実態を踏まえつつ、適正処理、環境負荷発生防止及びリサイクルの高度化に資するという観点から国が基準として示すことは必要。

廃棄物処理法に基づく業許可を保有していること。

(2)解体業

使用済自動車リサイクルイニシアチブ、事前選別ガイドライン等の精神を十分尊重し、 環境に対する負荷を最小限に抑えながら、使用済自動車に使われている材料をできる限 り再利用できるよう努める。それぞれのアイテム毎に回収方法、回収可能量等について は時代の流れに合わせた改善が必要。

(3)破砕業

シュレッダー行為に関する要件は、排出するシュレッダーダストの質の安定化と保管に関する基準であろう。純粋に使用済自動車から発生したダストを安全に保管し、次の工程へ動かせる環境整備を具体化し要件として取りまとめることが必要。

現状ガイドライン及び使用済み自動車リサイクルイニシアチブに従って作業していることが必要。

2 . 施設要件

(1)共通

施設要件及び作業基準を満たすことが要件となるが、施設と作業は関連しておりどちらか片方のみでは機能しないとともに、施設の不足を作業方法で補完することができることにも配慮すべき。

(2)解体業

事前選別ガイドライン、リサイクルイニシアチブをクリアできる最低の施設を備えてい

ることが必要。

必要な設備としては地下浸透を起こさない事前選別処理場、油水分離槽、分別された各財の保管場所などが上げられるであろうが、今後詳細に検討して欲しい。

具体的な要件として例えば以下のような設備が挙げられた。

- ・作業場は、直接雨水のかからない構造とすること
- ・作業場床面は、漏れた液体が浸透しない構造とし、かつ使用する車両・重機等を考慮 に入れ十分な強度を持つこと
- ・作業場の周囲は、床面の面積に応じて必要な容量の排水溝をめぐらすか、それと同等 の効果を持った設備を設置すること
- ・作業場の周囲の排水溝には、オイルトラップを設け流水は油水分離槽に繋げること
- ・作業場の周囲の排水溝には、雨水が混入しないよう配慮すること
- ・油水分離槽・排水溝等施設内の排水設備は常に整備点検を行い、適正に管理し、施設 外へ排出される排水の水質が地域の水質基準を満たすよう留意すること
- ・作業場が、保管場所等他の施設から独立して立地する場合は、塀・門扉等を保管場所 に準ずる構造とすること
- ・引取車両の保管場所があること
- ・破砕処理時の金属等の飛散を防ぐための壁

3.回収すべき物品

工程のできるだけ早い段階で分別・回収することに努める物品として例えば以下のよう なものが挙げられた。

- ・燃料
- ・オイル類 (ブレーキフルード、パワステオイル等)
- ・廃液(LLC・ウォッシャー等)
- ・バッテリー
- ・タイヤ
- ・再販可能な部品(エンジン、ミッション、ドライブシャフト、フェンダー、ヘッドライト)
- ・金属素材(エンジン、ラジエーター、鉄)
- 鉛製ホイルバランサ
- ・銅製ラジエータ
- ・蛍光管
- ・タンシート製燃料タンク

4. その他

都市計画区域内(市街化調整区域)で業を営んでいる業者が多く、建築物(解体施設) を建てられないことから、業許可を取得できない業者もいる。

許可要件が自治体間で格差が生じるのは問題であり、全国統一ルールとすべき。

. 過去のパブリックコメントにおける関連意見

1. 中央環境審議会自動車リサイクル専門委員会中間報告に対する意見より

(実施期間:平成13年8月23日~9月13日。意見総数240件)

新しいシステムにおいては、廃棄物処理法をそのまま適用するのではなく、以下の点に 留意の上、なるべく簡素な制度を創設されたい。

解体事業者及びシュレッダー事業者について、有償、逆有償にかかわらず、一定の 設備等の基準を満たすことを資格要件とする(後略)。

既存の解体事業者等が事業の継続が困難な自体に陥ることのないよう十分に配慮する必要がある。

解体事業者等が適切な施設整備を行うことができるよう、都市計画法等の関係法令の規制緩和や、整備費用の融資等の支援措置について十分に配慮する必要がある。

廃棄物処理法を上回る要件を課す場合、既存事業者が登録制度から除外されることが予想される。中古部品販売を主体に業を行っている事業者においても、鉄屑価格の低迷と処理費用の狭間で厳しい状況下にあり、更にELVの取り扱いができなくなった際には、収入減となり既存車両の処理はできず、大きな問題が予想される。この現状を踏まえることが必要。

解体事業者、シュレッダー事業者については、廃棄物処理法の許可レベルに加え、景観 保全などを含む新たな基準で業を行わせるべき。

市街化調整区域では、屋根が設置できないため、廃棄物処理業の許可を得ることができない。屋根は、オイルやLLC等の廃液を防ぐ面からも重要。(2件)

2 . 産業構造審議会自動車リサイクルWG第二次報告案に対する意見より

(実施期間:平成13年7月25日~8月27日。意見総数301件)

シュレッダー事業者での鉄及び非鉄金属回収等の役割を明記すべき。シュレッダー事業者の中には非鉄の回収を実施していない事業者もあるが、有用金属の再資源化の為には、シュレッダー工程での回収が最も効率的であり、解体事業者同様、明記すべき。

廃棄物処理法では屋根をかける義務は記載されていないが、常識的に屋根がなければ 事前選別は難しい。せめて解体施設のみでも「屋根をかけられる緩和措置」がなされ れば法的資格に対応できる。 過剰な自主在庫としての処理にもメスを入れる必要がある。(中略)保管ルールなどを 明確にしていただきたい。

これまで金属くずや自動車部品の回収など再資源化を担ってきた再資源化事業者が事業の継続困難な事態に陥ることのないよう、登録要件の設定にあたっては、十分配慮する必要がある。